

裁 決 書

審査請求人

行政庁

かほく市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成28年5月9日に提起した行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行政不服審査法」という。）第7条に規定される行政庁の不作为に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

行政庁に対し、請求人による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）に基づく申請に対して、すみやかに保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、書面をもってこれを通知することを命ずる。

理 由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求は、平成27年11月24日付けの請求人による生活保護申請に対して、保護の決定を求めるものである。

## 2 審査請求の理由

請求人は、次の理由により行政庁の不作為は不当なものであるとして、生活保護申請に対し、保護の決定を求めていると認められる。

請求人は、平成27年11月24日付けの生活保護申請に対して行政庁が行った生活保護申請却下処分を不服として平成28年1月5日付けで審査請求を提起した。これに対し、審査庁である石川県知事は、同年3月29日付けで当該処分を取り消す裁決を行っているが、行政庁は、その後、当該生活保護申請に対し、何らの処分も行っていない。

## 3 行政庁の弁明

行政庁は、平成28年5月26日付けで弁明書を提出し、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求め、次の点について、弁明を行ったものと認められる。

行政庁としては、可能な限り平成28年3月29日付け石川県知事裁決から30日以内に生活保護法第24条第3項に基づく保護の決定を行う予定であった。しかし、生活保護法第29条に基づく要保護者の資産及び収入等の状況の調査を経ないと、保護の要否判定ができない状況であり、早急な決定のためにも、「同意書」の提出を請求人の妻に依頼しているところである。

## 4 請求人の反論

請求人は、平成28年6月16日に反論書を提出し、次の点について、反論を行ったものと認められる。

平成28年3月29日付け石川県知事裁決では、行政庁に対し、生活保護法第28条第1項に基づく立ち入り調査をすみやかに実施し、生活保護法第24条第3項に基づく保護の決定をすべきであるとされているが、行政庁はこの指示を無視している。

## 5 審査庁の認定事実及び判断

### (1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- ①平成27年11月24日、請求人は、行政庁に対して生活保護法第24条第1項に基づき、生活保護法による保護申請書を提出した。
- ②平成27年12月21日、当該申請に対し行政庁は、ケース診断会議を開催し、請求人世帯について、「同一世帯員の妻が、保護決定のために必要な調査等に協力をしないことから、資力等が判明しないため「却下」とする」ことを決定した。
- ③平成27年12月22日、行政庁は、請求人に対し、却下の理由を「同一世帯員の妻（XXXXXXXXXX）が、保護決定のために必要な調査等に協力しないため（生活保護法第28条第5項）。」とした保護申請却下通知書を発出した。
- ④平成28年1月5日、請求人は、石川県知事に対して、行政庁が平成27年12月22日付けで行った保護申請却下処分の取り消しを求める審査請求を提起した。
- ⑤平成28年3月29日、石川県知事は、同年1月5日に提起のあった保護申請却下処分に係る審査請求について、処分を取り消す裁決を行った。裁決書では、「行政庁は、生活保護法第28条第1項に基づく請求人及び妻の居住の場所への立ち入り調査が必要な理由及び必要な協力の具体的な内容を丁寧に請求人及び妻に説明し協力を得て、生活保護法第28条第1項に規定される調査等を速やかに実施するとともに、同一世帯の認定についても調査等の結果を踏まえて、改めて判断をし、生活保護法第24条第3項に基づく保護の決定をすべきである」とした。
- ⑥平成28年5月9日、請求人は、請求人による平成27年11月24日付け保護申請対し、行政庁がすみやかに保護の決定をすることを求める審査請求を提起した。

⑦平成28年5月9日時点、行政庁は、請求人による平成27年11月24日付け保護申請に対し、何らの処分も行っていない。

(2) 判断

本件審査請求は、「生活保護申請に対する行政庁の不作為」について争われていると解されるので、以下検討を行う。

ア 行政不服審査法第2条第2項には、「この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。」とされる。

イ 生活保護法第24条第1項には、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。」とされ、同条第3項には「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」とされる。

ウ また、同条第5項には、「第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。」とされる。

エ 上記の規定に照らし、本件についてみると、次のとおり判断できる。

前記「5(1)認定事実」①、③のとおり、行政庁は、請求人による平成27年11月24日付けの生活保護法に基づく申請に対し、同年12月22日付けで保護申請却下処分を行っているが、前記「5(1)認定事実」⑤のとおり、当該処分が、平成28年3月29日付け石川県知事裁決により、取り消されていることから、行政庁は、請求人による平成27年11月24日付けの申請に対し、改めて、生活保護法第24条第3項に基づき保護の要否等を決定すべき状況にあると認められる。

また、行政不服審査法第2条第2項で不作為とされる「相当の期間」については、生活保護法第24条第5項において、保護の決定は、申請のあつた日から14日以内、もしくは、特別な理由がある場合は30日以内にしなければならないとされていることから、これを準用し、平成

27年11月24日付け保護申請に対する同年12月22日付け却下処分を取り消した平成28年3月29日付け石川県知事裁決のあった日から14日以内、もしくは、特別な理由がある場合は30日以内とすることが相当である。

これに対し本件においては、前記「5（1）認定事実」⑦のとおり、本件審査請求が提起された平成28年5月9日時点で、平成28年3月29日付け石川県知事裁決から40日余りが経過しているにも関わらず、行政庁は、請求人による平成27年11月24日付け生活保護申請に対し、何らの処分も行っていない。

行政庁は、当該申請に対する処分が遅延している理由として「同意書の提出がなく、要否判定ができないこと」を挙げているが、これは本来であれば相当の期間内に行うべきものであり、このことのみでは、処分が遅延していることについて正当な理由があるとまでは認められない。

したがって本件では、行政不服審査法第2条第2項において、不作為とされる「相当の期間」を経過してもなお、処分その他公権力の行使に当たる行為がなされておらず、また、当該行為が遅延していることについて、正当な理由が認められないことから、行政庁に不作為が認められる。

については、行政庁は、請求人による生活保護法第24条第1項に基づく申請に対し、すみやかに同条第3項に基づく保護の要否等を決定をすること。

## 6 結論

前記「5（2）判断」エのとおり、本件審査請求は理由があると認められることから、行政不服審査法第51条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年7月7日

審査庁 石川県知事 谷本 正憲

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。